

(様式第 1 号)

■ 会議録 □ 会議要旨

会議の名称	第 1 回第 11 次芦屋すこやか長寿プラン 21 策定委員会
日 時	令和 7 年 11 月 21 日 (金) 午後 1 時 30 分～3 時 30 分
場 所	芦屋市役所分庁舎 2 階 大会議室
出 席 者	委 員 長 澤田 有希子 副委員長 宮崎 睦雄 委 員 長瀬 恵美子 上田 利恵子 河野 雅弘 山口 訓弘 長島 和乗 浦野 京子 木村 真 三谷 康子 岡田 和治 山田 弥生
欠 席 者	松本 安代
事 務 局	こども福祉部 福祉室 高齢介護課 課長 竹内 典子 主幹 永田 佳嗣 係長 加藤 真美 係長 正好 隆裕 係長 野田 実沙 課員 坂谷 晶子 こども福祉部 福祉室 地域福祉課 課長 岩本 和加子 主幹 吉川 里香 こども福祉部 福祉室 地域福祉課 係長 亀岡 菜奈 こども福祉部 福祉室 監査指導課 課長 浅野 理恵子
会議の公開	公開
傍 聴 者 数	0 人

1 会議次第

- (1) 開会
- (2) 委員委嘱
- (3) 委員及び事務局の紹介
- (4) 委員長、副委員長の選出
- (5) 議事
 - (1) すこやか長寿プラン 21 の策定及び 3 計画の統合について
 - (2) すこやか長寿プラン 21 策定スケジュールについて
 - (3) 計画策定のためのアンケート調査等について
 - ①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査
 - ②在宅介護実態調査
 - ③介護人材実態調査
- (6) その他
 - (1) 第 2 回策定委員会の開催について
- (7) 閉会

2 配布資料

- (1) 【資料 1】 次第
- (2) 【資料 2】 委員名簿
- (3) 【資料 3】 本委員会の設置要綱
- (4) 【資料 4—1】 第 11 次すこやか長寿プラン 21 (第 10 期介護保険事業計画) 関係資料
- (5) 【資料 4—2】 地域福祉・高齢・障がいの各計画の統合について
- (6) 【資料 5】 すこやか長寿プラン 21 計画策定スケジュール
- (7) 【資料 6—1】 市民アンケート調査票概要
- (8) 【資料 6—2】 ①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 新旧表
- (9) 【資料 6—3】 ②在宅介護実態調査 新旧表
- (10) 【資料 7】 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査票
- (11) 【資料 8】 在宅介護実態調査票
- (12) 【資料 9】 介護人材実態調査票概要

(13) 【資料 10】介護人材実態調査票

3 審議内容

(事務局 永田)

ただ今から第 1 回第 11 次芦屋すこやか長寿プラン 21 策定委員会を開催いたします。本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。司会をさせていただきます、こども福祉部福祉室高齢介護課 主幹の永田でございます。よろしくお願いいたします。

本委員会は、「芦屋すこやか長寿プラン 21 策定委員会」として芦屋市の附属機関となっています。芦屋市は高齢者福祉計画及び介護保険事業計画を併せて芦屋すこやか長寿プラン 21 として策定しており、本計画の改定を行うために本委員会は設置されています。資料 3 の「芦屋すこやか長寿プラン 21 策定委員会設置要綱」をご覧ください。所掌として (1)介護保険料の見直しに関する事 (2)両計画の見直しに関する事 (3)その他必要なことがございます。この計画は所掌 (1)の介護保険料を見直しする 3 年毎に改定を行う必要がございます。その時期に併せて高齢者施策の両輪として高齢者福祉計画も見直してまいります。計画の詳細につきましては、後程ご説明させていただきますが、今後も高齢者が増加する中で高齢者の数がピークを迎えると言われている 2040 年を視野にいたした介護保険制度及び高齢者の住まい、予防、医療、生活支援を含めた地域包括ケアシステムをどのように構築していくかを検討していくことを念頭に本計画を見直してまいります。

委員の皆様への委嘱ですが、本来でしたら、市長よりお渡しさせていただくところでございますが、本日は市長が公務で不在でありますことと、時間の都合から、あらかじめ机上に委嘱状を置かせていただいております。委嘱の期間としましては、本年 10 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日までとなりますので、お願いいたします。

それでは、初めに一言、山田こども福祉部長よりご挨拶申し上げます。

＜山田委員あいさつ＞

(事務局 永田)

それでは、第 1 回目でございますので、委員の皆様方の自己紹介をお願いいたします。

＜各委員 自己紹介＞

(事務局 永田)

では、委員長、副委員長の選出に入りたいと思います。お手元の配布資料 3 の「芦屋すこやか長寿プラン 21 策定委員会設置要綱」をご覧ください。委員会の設置要綱の第 5 条で委員の互選により委員長、副委員長を置くことになっております。それでは、どなたか委員長のご推薦はございませんか。

(長島委員)

学識経験者として、高齢者施策を専門とされている澤田先生を委員長に推薦したいと思います。

(事務局 永田)

ありがとうございます。皆様よろしいでしょうか。

＜委員 了承＞

(事務局 永田)

それでは、澤田委員に委員長をお願いしたいと思います。次に、副委員長にご推薦される方はおられますでしょうか。

(澤田委員長)

介護保険事業計画において、医療連携は、重要なポイントとなると思いますので、医療関係選出の宮崎委員に副委員長をお願いしたいと思います。

(事務局 永田)

それでは宮崎委員、よろしくお願いします。ありがとうございます。それでは、席の移動をお願いします。改めて委員長として一言ご挨拶をいただきたいと思います。

<澤田委員長あいさつ>

(事務局 永田)

次に、宮崎副委員長に、一言ご挨拶をいただきたいと思います。

<宮崎副委員長あいさつ>

(事務局 永田)

それでは議事の進行について、澤田委員長、どうぞよろしくお願いいたします。

(澤田委員長)

はじめに本委員会の成立状況等について事務局よりお願いします。

(事務局 永田)

本委員会の成立状況等についてお伝えいたします。お手元の「芦屋すこやか長寿プラン 21 策定委員会設置要綱」をご覧ください。

本日は現時点で、委員 13 人中 12 人の委員がご出席であり、委員定数の過半数の出席をいただいておりますので、会議が成立していることをご報告申し上げます。また、この委員会は、附属機関等でございますので、芦屋市情報公開条例第 19 条により原則公開となっております。本日の発言内容、発言者のお名前等は議事録として市のホームページ等にて公開されることになりますので、あらかじめご了承をお願いいたします。また、議事録作成のため、ICレコーダーでの録音をさせていただきますので、合わせてご了承をお願いします。

次に、傍聴につきまして、附属機関等の会議の傍聴に関する運営要領により、定員の範囲で当該所属機関の長が認めるものとする、となっております。本日は傍聴の希望者はおられません。

最後に、配布資料の確認をさせていただきます。次第 2 枚目に、資料一覧を添付しております。資料 1「次第」、資料 2「委員名簿」、資料 3「本委員会の設置要綱」、資料 4-1「第 11 次すこやか長寿プラン・第 10 期介護保険事業計画」、資料 4-2「地域福祉・高齢・障がいの各計画の統合について」、資料 5「すこやか長寿プラン 21 計画策定スケジュール」、資料 6-1「市民アンケート調査票概要」、資料 6-2「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 新旧表」、資料 6-3「在宅介護実態調査 新旧表」、資料 7「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査票」、資料 8「在宅介護実態調査票」、資料 9「介護人材実態調査票概要」、資料 10「介護人材実態調査票」、以上となります。

長くなりましたが、事務局からは以上です。それではただいまより議事に入ります。これからの会議進行は、澤田委員長にお願いします。

(澤田委員長)

それでは議題に入ります。事務局から議事 1 の「すこやか長寿プラン 21 の策定及び 3 計画の統合について」の説明をお願いします。

(事務局 永田)

それでは、現在の計画についてご説明させていただきます。お手元に冊子を2冊置いておまして、その薄い方の「第10次芦屋すこやか長寿プラン21」の概要版をご用意ください。この計画は、芦屋市の高齢者福祉計画と介護保険事業計画を一体的にまとめたもので、令和6年度から令和8年度までの3年間を対象としています。今回策定する計画はこの後になる「第11次高齢者福祉計画」と「第10期介護保険事業計画」を併せた計画になり、令和9年度からの新しい計画となります。概要版を開いていただいて、2ページの上部をご覧ください。本計画は、芦屋市総合計画の高齢者福祉の係る部門計画の役割を担うとともに、芦屋市地域福祉計画をはじめ、市の保険福祉分野別計画との整合を図り策定した計画です。

概要版の4ページをご覧ください。本計画ですが『高齢者がいつまでも、いきいきと安心して暮らせるまち』を基本理念とし、基本理念の実現に向けて、1 高齢者を地域で支える環境づくり、2 社会参加の促進と高齢者にやすらぎのあるまちづくり、3 総合的な介護予防の推進、4 介護サービスの充実による安心基盤づくり、4つの基本目標を立て、施策を推進しています。

次に9ページをご覧ください。令和6年度から8年度までの介護サービスの給付見込み量を算出し、その中で保険料額を設定しています。芦屋市の基準月額が6,180円で、兵庫県内各市町村の保険料基準額の平均よりも若干下回る額です。

このように本計画は、高齢者福祉、介護予防、介護保険サービス全てを含んだ計画となっており、介護保険料も決定する計画となっています。

次に資料4-1、第10期介護保険事業計画に向けた調査の実施という資料をご覧ください。介護保険事業計画ですが、全国一斉に策定するものになりますので、計画策定までに必要な調査が決まっています。一つ目が、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査と呼ばれるものです。これは介護予防・日常生活支援総合事業対象者や一般高齢者の地域課題を把握するために重要な調査です。

二つ目が、在宅介護実態調査です。介護離職を防止する観点から、高齢者の適切な在宅生活の継続と家族等の介護者の就労継続の実現に向けた介護サービスの在り方を目的として、主に在宅で要介護認定を受けている者を対象とした調査です。これらの調査結果は介護保険事業計画だけでなく、高齢者福祉計画にも活かしていきます。

芦屋市は二つの決められた調査の他に、介護人材実態調査を行います。各調査につきましては、後程説明のうえ、各委員のみなさまのご意見を頂戴いたします。

次にこの資料の裏面をご覧ください。これは国が想定する第10期介護保険の作成に向けたスケジュールです。介護保険は国の方針に影響される部分があります。来年の8月、10月のところを見ていただきたいのですが、8月、10月に国からの情報をもとに、サービス見込量等の設定作業を開始し、サービス見込量、保険料の仮設定等を行い、都道府県との調整も行った上で介護保険事業計画を策定し、介護保険料を決定していく流れになります。

以上のように、芦屋市は高齢者福祉計画、介護保険事業計画と一緒に策定しており、国が定めた計画策定の調査を行い、国のスケジュールも参考に「芦屋市すこやか長寿プラン21」を策定していきます。

続きまして資料4-2、「計画統合について」という1枚ものの資料をご覧ください。先ほど概要版の2ページ上部の図を見ていただいたとおり、この計画は芦屋市地域福祉計画をはじめ、市の保健福祉分野別計画との整合を図り策定した計画である旨をご説明させていただきました。地域福祉計画という福祉の大きな計画のもと、高齢者福祉や介護保険、障がい福祉についての計画があります。

この度、地域福祉、高齢・介護、障がい福祉の各計画が令和8年度（2026年度）に計画期間が終了し、地域福祉計画、すこやか長寿プラン、障がい福祉計画を同時期に策定することになります。同時期に策定しますので、芦屋市としては新たに福祉の総合的な計画として（仮称）芦屋市総合福祉計画を策定し、各福祉分野の計画を包含するものとします。

この資料の裏面を見てください。各現行計画の施策一覧を見ていただいても共通している

施策は多々あります。各分野においては重複した課題や取組もあり、一体的に策定することで、各計画の中で関連する部分を整理し、目標の方向性の統一を図ることでき、今まで以上に組織横断的に施策を実施することが可能となり、長期的な視点で考えても分かりやすいのではないかと考えています。

(仮称) 芦屋市総合福祉計画は、本市の最上位計画である「芦屋市総合計画」の部門別計画であり、福祉を総合的に推進していくための指針となる計画として、関連する各分野別計画と連動させ、協働による相互の効果的な施策の推進を目指します。

統合内容については、今後検討していくこととなりますが、三つの計画で共通する内容としては、「権利擁護」「社会参加」「地域づくり」「サービスの質」「人材育成」などが考えられるかと思っております。

統合するといっても、高齢者福祉計画の策定、介護保険事業計画の策定が不要になるわけではありません。この策定委員会では、高齢者福祉計画の策定、介護保険事業計画として策定に関することについてご議論いただければと思っております。

今後も介護保険事業計画を3年に1回作り直す必要があるのは、法律で決まっています。計画を統合したとしても、必要な部分は3年ごとに作り直していきます。

説明は以上となります。

(澤田委員長)

ありがとうございます。二つ説明をいただいたので、それぞれについての皆様からのご意見やご質問等をうかがいたいと思います。

まずは、第10期の介護保険事業計画で、第11次すこやか長寿プラン21の策定についてのお話でした。もう一つが、資料4-2に基づいたものですが、初めて聞く方が多いと思います。これについても今ご説明いただいたとおりですが、少し補足いたします。地域福祉計画と障がい福祉計画、そして高齢者のすこやか長寿プランですが、これらは元々それぞれに計画を策定していて、今回これらを統合するというお話があります。この件について今月初頭にそれぞれの策定委員長が集まって意見交換をさせていただきました。まだどこをどのように統合できるかについて確定しているわけではなく、統合することで、より連携する分野がどこなのか、横の連携が強化されるメリットはどのようなところか、効率化される部分はあるのか、また、人的資源の問題についてはどこの領域でも課題になっていますので、こうしたところを含めてメリットや懸念点について検討することが必要だと思います。計画はこれまで、それぞれに細やかに策定を行ってきましたが、統合することで内容が薄くなるとか、「総合福祉計画」と立てたことで内容が形骸化するリスクがあるのではないかという議論はありました。今回はすぐに一つのものに、というよりは、それぞれの計画は作るけれども、より連携してできることを時間をかけて議論をして考えていくというふうに私は認識しています。現段階では、統合については実験的という言葉が使われていまして、いきなり統合するのは難しいところがあるため、これから検討していく段階だと思っております。

皆さん、ご意見ご質問がありましたら、よろしくお願いします。

(木村委員)

計画期間がそれぞれの計画でずれています。ずれていることで何か支障が起きるのでしょうか。例えば3年計画をもう1回立て直すときに、他は6年というものがありますから、統合した時に統合した計画の方に影響はありませんか。

(事務局 永田)

おっしゃるとおり各計画の期間は違います。今回から地域福祉は6年に1回の作り直しを予定しており、我々の介護保険事業計画と高齢者福祉計画は3年に1回ですので、3年に1回ずつやると2回に1回は必ず合うようになります。どこまで本編を残すのか、先ほど澤田委員長から補足いただいたとおり、まだ決まっていない部分はあるのですが、3年に1回作り直

すことは法律で決まっていますので、それが漏れることはありません。ですから、介護保険料やサービスに関して 3 年に 1 回絶対に作り直す部分があります。また理念的な部分等につきましては、6 年経っても変わらない部分もあります。こうしたことから、どこまで作り直すのか、どこを総合福祉計画の本編に入れるのかは、これからの議論になりますが、これによって漏れることは絶対にしません。また、3 年で作り直すときに、元々本編に入れていたとしても、見直した方がいいという部分は出てきますので、そういうところは次の見直しの時に見直していきたいと思います。まだ形が見えてないところはありますが、漏れがないように作っていきます。

(木村委員)

3 年で変えないといけない時に、5 年の計画は変えられないですね。計画としては 3 年で変えたい時に、5 年がネックになって変えられないとか、もしくは変えたくても 5 年の方は変えられないということが起こらないか、ということですが、それはないのでしょ

(事務局 永田)

はい、それはないようにしたいと考えております。どこの部分が 3 年ごとに見直す部分なのか、6 年同じであるとか、先ほどお伝えしたとおり、3 年後に見直す時に、仮に 6 年の計画に入っている内容も、別冊にするとか、修正という形で見直すことはできていると思っています。木村委員のご指摘のとおり、統合することで見直しに支障が出ることはないようにしたいと思っています。今回各計画が同時期にスタートしますので、理念や共通の施策展開がありますので、一緒にできる部分は一緒にして、我々の高齢者福祉計画、介護保険事業計画として独自に持つべきところは漏れがないように、3 年ごとの見直し時にも支障がないようにしていきます。ご理解いただければと思います。

(岡田委員)

現行計画の理念は、所管課ごとの仕事で本来もっている理念となっています。統合計画を考える上で共通理念がどこかに出てくることになると思います。それを今から議論されると思いますが、共通理念はまちづくりということで、3 計画に共有するのは「まち」という言葉なので、まちづくりというところが非常に大切になると市民としては思います。

(事務局 永田)

おっしゃるとおり、地域福祉計画というのが各計画の大元になっており、共通する理念は一緒に進めている部分もありますので、岡田委員にご指摘いただいたとおり、共通する部分が市民の方にわかりやすくなる計画にしたいと思っています。

(澤田委員長)

今ご指摘いただいたように、統合することで生じる課題がこれから見えてくることもあると思います。次は 1 月に各策定委員会の代表が集って議論する機会がありますので、今日いただいた意見を反映したいと思います。

他にもいかがでしょうか。

(意見なし)

統合についての意見はまた後で聞かせていただければと思います。私も 11 月初頭に初めて議論に参加させていただいたところで、どういう形になるかは議論が始まったところ

(澤田委員長)

次の議題に移らせていただければよろしいでしょうか。議題の 2 点目に映ります。議事 2 の「すこやか長寿プラン 21」の計画策定スケジュールについて事務局から説明をお願いします。

(事務局 永田)

資料 5「すこやか長寿プラン21 計画策定スケジュール」をご覧ください。本日アンケート調査票について論議いただいて、1 月 13 日頃にアンケート調査票の発送を予定しています。そのアンケート調査の結果を受けて、4 月下旬頃に第 2 回の委員会を予定しています。

また、今回は 3 計画を統合することから、策定委員会のうち 1 回を、3 計画合同委員会を実施する予定としており、来年の 5 月に開催を予定しています。どのような形で開催するかはまだ検討中ですので、次回 4 月の委員会において説明させていただければと思います。

本計画を策定するにあたっては、アンケート調査以外に団体へのヒアリング調査も予定しています。その内容も次回 4 月にご説明させていただければと考えています。

以降のスケジュールは、資料のとおりです。先ほど介護保険事業計画の説明でも話をさせていただきましたとおり、国からの情報提供の時期がありますので、8 月、10 月に開催し、10 月では本計画の素案まで策定し、庁内等の各種委員会に諮った上で、市民のみなさまにパブリックコメントを実施し、その結果を踏まえて 1 月に計画の完成に向けた策定委員会の開催を予定しています。

(澤田委員長)

ありがとうございます。今年度中に調査を終えて次年度に策定をして、完成しているというイメージだと思います。策定スケジュールについて皆さんからご意見ご質問がありますでしょうか。

(意見なし)

(澤田委員長)

それでは議事 3 番目「計画策定のためのアンケート調査等について」に入っていきたいと思います。

ここから、項目が三つ、大変長い調査票を見ていただくが続きますので、気になることがあればいつでも結構ですので、いつでもご意見をいただければと思います。それでは事務局から説明をお願いします。

(事務局 永田)

調査票の前に概要についてお話させていただきます。お手元に資料 6-1「市民アンケート調査概要」という資料がありますでしょうか。先ほどご説明させていただきましたが、計画を作るにあたっては二つ実施しなければならない調査があります。

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査は、保険者が、一般高齢者、介護予防・日常生活支援総合事業対象者、要支援者を対象に、日常生活圏域ごとに、地域の抱える課題の特定（地域診断）に資することなどを目的として実施します。からだを動かすこと、食べること、毎日の生活、地域での活動、たすけあい、健康等に関する項目の調査です。65 歳以上の市民、ただし要介護 1 から 5 の認定者を除いた 3,000 人を対象としています。

在宅介護実態調査は、介護保険事業計画の策定において、これまでの「地域包括ケアシステムの構築」という観点に加え、「介護離職をなくしていくためにはどのようなサービスが必要か」といった観点を盛り込むため、「高齢者等の適切な在宅生活の継続」と「家族等介護者の就労継続」の実現に向けた介護サービスの在り方を検討することを目的に、主に在宅で要支援・要介護認定を受けている方を対象とした調査です。在宅で生活をしている要支援・要介護認定を受けている人 2,000 人を対象としています。

回答方法は郵送以外にインターネットでも回答できるようになっています。

裏面をご覧ください。前回からの主な変更点ですが、認知症基本法もでき、認知症施策に関する内容を追加しているのと、身寄りのいない高齢者等も増えていますので、終活事業に関する設問を追加しています。

それぞれアンケート資料を見ていただきたいのですが、共通でマークをふっています。

【必】とあるのは、この調査は国で決められたアンケート必須項目で内容の削除や変更はできない設問です。カタカナで【オ】とあるのは、国で作成されたアンケート項目のオプション項目です。設問を入れるか入れないかを自治体で判断します。内容の変更はできませんが、削除は可能な項目です。【独】とあるのは、芦屋市作成の独自項目です。増減も変更も可能な項目です。

これからアンケートについてご協議いただきますが、まず、アンケートに追加すべき項目があるか、また、アンケートで文言修正を含め修正をすべき項目があるか。そして、参考に目安の時間を書いておりますが、アンケートとして非常にボリュームがあるものとなっています。いろいろなことを聞いた方がよいということで芦屋市は独自項目を増やしていますが、アンケートの総問数が多いため回答者の立場で削除しても良いアンケート項目があるか、という三つの観点でご判断いただければと思います。

(澤田委員長)

まず初めに、①の「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」から説明いただいて、そのあと皆様から質問をいただいて、この項目は必要ないのではないか、修正が必要だとか、追加するべきものがある、ということについて、ご意見をいただければと思います。

(事務局 野田)

資料 6-1 の 6(1) のとおり、ニーズ調査と在宅介護実態調査共通して、変更点を説明します。ニーズ調査につきましては、資料 6-2 「アンケート調査新旧表」に変更点の詳細を記載しています。どちらの調査も共通して、国の必須項目またはオプション項目を使用することとし、施策立案に必要な事項に関わる設問のみ、市独自設問とし、独自設問は最低限に絞るようにしました。

ニーズ調査ですが、住民主体の通いの場や高齢期における就労、社会参加が、これから増え続けることが見込まれる認知症のリスクを減らし、介護予防に効果があると報告されていますので、そのような設問項目は、重点的に含めたいと考えています。

ニーズ調査票の 10 ページをご覧ください。資料 6-2 では 4 ページ目以降です。認知症施策に関する設問について、設問の (4) は本市でも開催されている認知症カフェ、(6) 認知症セルフチェックについては、どの程度知っていただいているか認知度を把握する設問を追加しました。(5) については、必要な支援ではなく、認知機能を維持するために取り組みたいことという聞き方に変更しました。また「認知症になると思いますか」という主観的な質問は削除しました。

もう 1 点、大きな変更点ですが、12 ページの問 9 で「終活」に関する設問を増やしました。来年度以降、終活事業の実施を検討するにあたり、終活の認知度や、人生の最期に向けて不安なこと等を把握しておきたいと考えています。以上です。

(澤田委員長)

特に追加等、変更のあったところについてご説明いただいていると思います。それ以外のところも含めまして皆様の意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

(意見なし)

(澤田委員長)

では私から質問したいことが 3 点程ございます。一つは調査票 1 ページ目の記入者のところについてです。これは在宅介護実態調査も同じですが、対象者が独居の高齢者の方で、要支援 1・2 の方も含まれると思います。その時に、ご本人、あるいは近くにご家族がいない場合は、「その他」のところに例えばどのような方が想定されているのかをお伺いしたい。ケアマネとか専門職の方が代理をしてもいいのかをお伺いしたいです。

(事務局 永田)

おっしゃるとおり、独居の方等ご自身で書くことができない方もいらっしゃいますので、近所の方や民生委員などの方にお手伝いいただくことや、近隣の方等がおられない場合には、本来業務ではないですがヘルパーの方などにお手伝いいただくことを想定しています。この方は書いてはいけないということではなく、ご自身が意思をお伝えできる方なら書いていただければと思います。ニーズ調査というのはご本人やご家族の方を対象としていますので、介護1からの方はそもそも対象外となっているのですが、おっしゃるとおり要支援1・2までの方でもご本人で回答が難しい場合は、こうした形の回答でも問題ないと考えております。

(澤田委員長)

そのことは、この質問紙を見れば書いても大丈夫だということがわかるのでしょうか。「記入に際してのお願い」のところでは、「ご家族の方がご本人の代理として、またはご一緒に行っていただいてもかまいません」とあります。ご家族の方以外についての言及はないので、どうすればよいのかと思われる方も多いのではと、気になりました。この「記入に際してのお願い」にこうした補足説明があると、記入に関わる方は支援しやすいのではないのでしょうか。

(事務局 永田)

調査票1 ページの前の「記入に際してのお願い」の「4」で、「回答で「その他」を選んだ場合は」というのがありますので、そこに補足を入れるなど、回答される方がわかりやすく、心理的負担も少ないような形で発送できたらと思っております。

(澤田委員長)

ありがとうございます。浦野委員お願いします。

(浦野委員)

11 ページ (4) の芦屋市独自質問の、認知症カフェの場所を知っているか、という設問に対して、(認知症に) なりたくないという人の方が多い状況で、その前に認知症カフェに行くのを調べることはないと思います。この場所に行きたくないという希望があると思います。カフェでなくても、周りの人にでも何かを言うとわかるんです。カフェなどをしていると大体わかって「あれっ」と思うので、その気づきを周りが先にする場合もあるので、あえてこの項目があるのかと思いました。

(澤田委員長)

認知症にご本人がなりたくないというネガティブな気持ちがあるのに、こうした認知度を聞く質問があるのかというご質問でよろしいですか。

(事務局 永田)

この設問に限らないのですが、認知症基本法が成立し、認知症だから特別だという、そういう意識ではなく、認知症の方も含めて皆一緒に社会でやっていこうという、認知症の方もあたり前なのだという社会を目指すべきだということになりました。この設問はあくまで認知症カフェを知っていますかというもので、認知症になられた方が、ご家族を含めて情報交換をしたいとか、自分の気持ちをわかってほしいという思いがある方もたくさんおられます。そういう時に認知症カフェというところもあるのだということを、施策として知っていただけているかをアンケートを通じて確認していきたいと思っております。

今回他のところも含め、認知症の質問をすごく増やしているのは、認知症基本法ができて認知症施策が特別なものでないような社会を目指しているということがあります。その中で今回はいくつか知名度とか今後進めるにあたっての設問を入れていきますので、事務局としてはこのまま残したいと思っております。

(澤田委員長)

この設問について、浦野委員とは違う視点で私がお伺いしたいことがあります。浦野委員が認知症カフェと聞くと少しネガティブなというか、ちょっと行きたくないという思いがあるということをおっしゃっています。認知症カフェは認知症の人だけが行くところではなく、地域の方やご家族等、認知症の方以外の方も集える場であるということが概念としてあります。そのこと自体があまり認知されていないということでもあるのかと感じました。この項目は、身近な認知症カフェがどこにあるか知ってますかという質問なのか、認知症カフェとはどういうものかという概念を問うているのか、どちらなのかを知りたいと思いました。芦屋市で身近に利用できる認知症カフェが認知されているのか、あるいは…ということですが、そこをはっきり書いてほしいと思いました。

(事務局 永田)

ご指摘ありがとうございます。事務局としては、芦屋市には認知症カフェがいくつかありますので、地域に既に皆で情報交換の場があることを知っていただけていますかという意図です。もしご存じない場合はより周知啓発に努める必要がありますので。設問については今の澤田委員長や浦野委員にご指摘いただいた点も踏まえて、もう少しわかりやすく表現を変えて残したいと思います。

(澤田委員長)

他の設問項目で囲みの中に説明書きを入れているところがあります。認知症カフェというのはこういうところだという説明が入ると、誤解なく調査を通じて認知度を高めることにもつながるかと思いますがいかがでしょうか。

(意見なし)

それでは他にご意見はありますでしょうか。

(岡田委員)

10 ページの間 8(3)「認知症についてどのようなイメージをもっていますか」の設問について、一つに○ということですが、認知症が進行していく進行順に1～6まで選択肢が書いてあり、これに一つに○ということになると、認知症というのは認知症の程度なのか、という認識を問う問題になると思います。この質問の意図はどこにあるのかに疑問をもちました。認知症が進んだ場合に、あなたはどんなイメージをもっていますかという問いかけであれば、何もできなくなってしまうのか、地域のサポートを受けながらも生活できるようになるのかといったイメージを問うのであればわかるのですが。

(事務局 永田)

イメージについてお聞きしているのは、今後認知症施策を進めるうえで、認知症施策といっても予防なのか、当事者の立場なのか、ご家族の立場なのか、いろんな立場があることになります。その中で皆さんの思っている認知症というのはどこにあるのかというところで、講演会のテーマにするとか、そういった意味で皆さんの思っているところがどういうところかをお聞きしたくて入れた質問です。ただし、岡田委員にご指摘いただいた点もあり、聞き方を「一つに○」でなく複数にするのかなどの工夫をしたいと思います。主旨としては、認知症施策を行うにあたり、どの部分を順番に、初期の方もいれば、進んでいる方もいて、ご家族の方が困っている場合もあり、いろんな場合がある中で、その時々テーマとするため、イメージを問うということになります。○の数を工夫する等の聞き方を考えたいと思います。

(澤田委員長)

他にご意見いかがでしょうか。

(上田委員)

認知症についての設問(2)について、必須項目なので追記ができるのかという問題がありますが、「認知症に関する相談窓口を知っていますか」だけでなく、どういうところがあるのかということ追記ができれば、皆様に周知ができると思いました。

(事務局 永田)

設問を変えることはできないのですが、注釈等でできることを考えます。他の設問もですが、国の必須項目はそれだけ読むと誤解される等、なかなか言葉が足りない場合がありますが、全国的に統一して聞かないと、市の聞き方によって調査結果が違うことになってしまいます。そこはどうしてもないのですが、注釈など工夫できるところはしたいと思います。

(澤田委員長)

回答した方が相談窓口を知るきっかけになればということですね。選択肢にそういう内容が入って複数チェックできるとか、補足の説明等が入るといいと思います。

それでは他の方はどうですか。

(宮崎副委員長)

4ページの設問(8)(9)で、「新聞を読んでいますか」、「本や雑誌を読んでいますか」を分けて質問していますが、結果から何を考えられるのでしょうか。これなら、「広報あしや」を見えていますか、という設問が入ってもいいかと思います。また、その次の(11)「スマートフォンやタブレットを使って公的サービス等の情報を得ていますか」という質問の前に、スマートフォンやタブレットをどの程度使っているかという情報があるのではないのでしょうか。60歳ぐらいになると使える人は使えるが、あきらめている人はあきらめています。そういう情報をどこに流していくかという結果の振り分けになるのではないかということです。

(12)、(13)は、「趣味あり、なし」とお聞きになり、その結果、例えば旅行が好きとか、読書が好きという結果がいろいろと返ってきたときに、それをどう処理するのか、どこかにテキストに落とされるときに、全部出していくのか、そういうことを皆さんがご覧になって、こういうものだという、そこに向けて何かを作っていくのに足しになるのなら、十分意味がありますが、生きがいにしてもすごくいろいろと書かれてしまうと、意見をとっただけで役に立たないというか、もったいないというか、返ってきた答えをどう扱うのかを考えておられるのでしょうか。

(事務局 永田)

設問が多くなっているのは国のオプション設問のためです。新聞、本・雑誌は一つの設問で聞けばいいじゃないかと、こちらとしてもそう思います。こうした設問を分けてそこを聞いているのは、高齢者の方が情報収集の仕方として、紙媒体でも本は読まなくなる、スマートフォンへの移行等、そういったところも知れたらという意図で入っています。ただし、おっしゃっていただいたとおり、スマートフォンやタブレットをそもそも使っていますか、という設問を入れることで変えることもできるのではないかと思いますので、事務局で考えさせていただければと思います。

生きがいや趣味につきましても、項目としては国のオプション設問となります。ここでお聞きする意見は、いろいろな意見が出てくると思います。我々は高齢者の生きがい活動という事業も行っており、例えば手芸教室を開催したりしているので、こうした情報は社会福祉協議会と共有しながら、高齢者の方がどういう内容であれば集まっていただけなのか、これは我々や地域包括支援センター等でよく話し合うことでありますので、皆さんが好きなものを知って、楽しい企画を立てること等に活かしていきたいと思います。

(澤田委員長)

独自質問のスマートフォンに関しては、検討いただけるということでしょうか。先ほどの「使っていますか」という質問と、電話としては使うがスマートフォンを使って情報を得るまでの段階に行っているかは別のレベルだと思います。そのあたりはどのようにされますか。

(事務局 野田)

本来であれば、まず「使っているか」、そして「使っている」方に対して「公的な情報を得ているか」というのが正しい順序だと思っていましたが、設問が多く、何とか減らせないかという中で、我々がスマートフォンの設問を設定している意図として、公的な情報の周知啓発がスマートフォンでいかにできるかというところを知りたいということがあり、ここに特化して聞いたため、1つの設問に複数の内容をまとめてしまった結果です。

(澤田委員長)

それなら、先ほど宮崎副委員長がおっしゃったように「広報あしや」を読んでいますか、という、これは市が発信している情報としては一番身近に情報が入手できる媒体なので、具体的にそういう言葉を使って聞いた方が、市として、これで届くんだ、届かないんだということがわかるので、調査としては実があるかと思います。むしろ、趣味とか生きがい等については、聞いたは良いが、使い勝手があいまいなのは、項目を一つ減らすことも考えられると思います。

(事務局 永田)

おっしゃるとおりオプション項目については削除可能です。それよりも聞いて価値がある方の設問にした方がいいので、情報をどこから得るかということについて「広報あしや」ですか、回覧板ですか、ネットですか、とそういう形で、皆さんがどこから情報を取っているかを聞く方が市としては有益な情報になり、また、このアンケートを通じて発信することになりますので、変えたいと思います。

生きがいと趣味につきましては、設問の目的はあるのですが、削除を含めて考えます。設問の目的としては、高齢者の方が何に興味をもっているかということがわかれば、次の集いのテーマにもできるので、他の設問との兼ね合いも見て、削除できるようであれば減らしていきたいと思います。

(澤田委員長)

他に意見はどうでしょうか。それでは岡田委員。

(岡田委員)

13 ページ (2)「人生の最期を迎えるにあたって、気がかりなことは何ですか」の質問で、「○は主なもの3つまで」ということですが、考えてみると、最期を迎えるにあたって気がかりなことは皆多くて、三つ回答する人が多いと思います。三つを3,000人で集計すると、気がかりなことが拡散してしまい、どこに焦点があるかがわかりにくいのではないのでしょうか。一番気がかりなことは何ですか、という設問でいいのではないかと思います。

(事務局 永田)

ここの設問の主旨も、独自設問として入れているのは施策にどう活かすか、ということになってきます。終活を始めるにしても、終活は幅広いものになりますので、どういったところが、何が気になるかで、それをテーマに講演を開く、研修を開くことになります。その中で順位づけするためにも「3つまで」にしたのですが、聞き方としてはこのまま残すのか岡田委員のご指摘のとおり一つまでにするのかを含め、発送までに検討したいと思います。

(澤田委員長)

他にいかがでしょうか。

(木村委員)

まずアンケートの基本属性といった場合に、性別、年齢、家族構成があると思いますが、こうしたことが書いていないのは、発送時点でほぼわかっているという認識で良いでしょうか。

(事務局 永田)

発送時点で、どの方に発送するのかはわかっています。また国の調査をしているというところで、どなたがどのような回答をしているかを、各自治体で比べられるようになっており、そのシステムに入力する必要があります。回答された方の基本属性情報のみ突合処理をしますので、あえて（基本属性を）入れていません。

(木村委員)

わかりました。

他に、3 ページ (3) 「おおむね 1 日に三食食べていますか」の質問ですが、回答項目の数がすごく多く、間違いが起きやすくなるのではと思います。単に「朝食」「夕食」とかに○をつけてもらうという、シンプルな形式にしなかった理由は何ですか。

(事務局 永田)

聞き方については発送までに考えたいと思います。

(木村委員)

同じことになりますが、スマートフォンとタブレットについて、施策としてスマートフォン、タブレットなど、メールアドレスを使ってコンタクトをとるということは、おそらく芦屋市で行われると思います。電話や、メールアドレスなど、そういったものを使える環境にあるのかを聞くことはとても大事なことだと思います。そういった項目を入れていた方がいいと強く思います。

(事務局 永田)

先ほどの宮崎副委員長のご意見も踏まて、そうした設問は増やしていきます。ここは先ほどご指摘のあった本・雑誌等についての設問を整理して作りたいと思います。

(木村委員)

先ほど終活のところで、この項目は入れたかったとお聞きしたのですが、この調査は「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」なので、「終活」というとちょっとドキッというか、若干ずれた感じがします。その中で、先ほどのご意見の 13 ページの「人生の最期を迎えるにあたって」とい風に言われると、表現としてはキツイというか、「死ぬことが前提ですか」と思います。介護予防という調査に対して、少し表現方法を変えないと、人によっては気を悪くするというか、厳しく聞こえてしまうのではないかとということを危惧します。もう少し配慮してもいいのでは。特に終活はセンシティブな部分でもあります。設問を入れるに際して、もう少し配慮された方がいいのではないかと気になります。

(事務局 永田)

計画全体についてお話をいただいたとおり、この計画につきましては介護保険事業計画以外に高齢者福祉計画にも活かしていきます。要介護認定などがいない方も含め、高齢者の方に必要な一般施策も含めた調査になりますので、こういった形で入れています。ただし、木村委員がおっしゃったように、聞き方や表現については、終活について、気にしない人もいれば

ドキッとされる方もいらっしゃると思いますので、発送までに考えたいと思います。

(澤田委員長)

終活については、今人生会議であるとか、そういった家族等と一緒に暮らしていない方が多い中、おそらく今一人で暮らしている方等が、お独りで亡くなった場合に支援が必要だという認識で国も力を入れていこうとしている中、こうした項目が入ったのだらうと思っていますが、確かに「終活に取り組んでいますか」というのは、表現としてきつく感じる方もおられ、今までの流れの中ではドキッとする項目なんだというご指摘を聞いて、私もそう感じました。終活とは何なのかという、「最期を迎える準備をすること」というのも、死ということについて突然入ってくるのですが、例えば先ほど申し上げた人生会議というような言葉で、実際に家族と話し合ったり、専門家と話し合ったりということに、「取り組んでいますか」という、ワンクッションそういう質問が入るのも一つあり得るのではないかと考えました。もしよければ人生会議についての質問も入れていただければと、今思いついた意見です。

(事務局 永田)

木村委員、澤田委員長のご指摘のとおり、今までの質問の流れから、急に終活の話になっています。終活自体は必要な事業だと考えているのですが、アンケートの聞き方の流れとして、ワンクッション質問を入れる等、工夫をしたいと思います。

(澤田委員長)

もう一つだけ質問ですが、7 ページの独自設問 (2) は、社会参加について地域での活動に関する設問で、「今後新たに参加してみたい活動は何ですか」という問になっています。今活動しているものについて聞かずに、「今後新たに」のことだけが知りたい設問だと思います。その次の設問は、「地域でお手伝いしてみたいことは何ですか」とあります。これは今やっていることも含めての問なのか、回答していて少し混乱するなという印象がありました。同じような形で質問するように整理しなければ、回答者も迷われるのではないかと思います。いかがでしょうか。

(事務局 永田)

ご指摘ありがとうございます。問 5 (2) につきまして、問 5 の (1) (2) は続いている設問です。ただ書き方として、現状は隣のページに流れていきますので、わかりにくい部分もあります。表現につきましては澤田委員長のご指摘のとおり順番に答えられる方が勘違いされないような、もしくは回答がわかるような形に表現を改める等、表示を工夫して発送に向かいたいと思います。

(澤田委員長)

他にはいかがでしょうか。

(長島委員)

問 11 (1) について、「今後介護が必要になったときに、どのような場所で暮らしたいですか」、選択肢が 3, 4, 5 と細かく分けて書いてありますが、一般市民はなかなかそこまで区別することがないかと思います。自宅か施設かみたいな感じですので、考慮していただけたらいいかと思います。

(事務局 永田)

事務局で書き方等を協議します。特別養護老人ホームとか老人保健施設等を、こういう形で入れているのですが、ご指摘のとおり市民からすれば自宅か施設かという考え方がありますので、そこは市内部で協議したいと思います。

(澤田委員長)

確かに「長期入院ができる病院」というのは、暮らしの場という選択になるのかという違和感もありました。他にいかがでしょうか。

(上田委員)

6 ページの (18)「高齢者向けのイベントやサービスに関する情報を、どこから得ていますか」という設問があります。その前のページにもスマートフォンや、新聞、本等についての設問があり、どのような項目としてまとめられるのかなと感じました。

(事務局 永田)

(18) はイベント、サービスだけに特化している部分はあります。先ほど、スマートフォンへのご指摘、木村委員、宮崎副委員長のご指摘をいただいていますので、それらと合わせてわかりやすいような形で、設問も減らした方が市民の方も答えやすいと思いますので、まとめたと思います。

(澤田委員長)

確かに (18) のご指摘、整理できるのではないかという項目だと思います。

他にいかがでしょうか。

(意見なし)

たくさんのご指摘、ご意見がありましたので、事務局で取りまとめていただくことになると思います。

(澤田委員長)

では次の調査票に移ってよろしいでしょうか。まだ意見がありましたら、後で聞かせていただくことにしたいと思います。

それでは②の在宅介護実態調査について事務局からお願いします。

(事務局 野田)

在宅介護実態調査は、資料 8 と資料 6-3 の新旧表をご確認ください。

主な変更点は、先ほどのニーズ調査と概ね同じです。質問内容も基本的には先ほどのニーズ調査にある程度揃えています。

認知症の質問に関しましては、在宅介護実態調査はご本人に質問を問う A 票と、介護者に質問する B 票に分かれております。11 ページの認知症のイメージと、問 13 の認知症カフェについては、A 票からは除いております。以上です。

(澤田委員長)

在宅介護実態調査は A 票と B 票があり、前半が本人調査になっており、7 ページまでです。8 ページ以降は B 票という形で、主な介護者に向けての質問という形になっています。どちらからでもかきまいますので、皆様からご意見ご質問がございましたらお願いします。

(意見なし)

私から一つお伺いしたいのですが、先ほど木村委員から、個人情報との連携がどうなっているかという質問がありましたが、年齢、性別だけではなく、身体的な状態、BMI 等を出すために身長、体重を聞くような項目を入れているところもあります。そういう健康状態を含めて、連携して分析することができるのでしょうか。

(事務局 永田)

こちらで把握している情報は、要介護認定区分はわかるのですが、身長・体重などまでは市

で把握しているものではありません。市役所で把握している情報については、例えば年齢などですが、そういう項目は分析できるようになっています。

(澤田委員長)

情報として要介護度とかは把握できているということですか。

(事務局 永田)

そうです。要介護度、年齢、性別、こうした介護認定情報についてはそれを持った上で抜き出しますので、持っている情報はわかるようになっています。

分析としてどこまで入れるのか、例えば要介護 1 の人はこうだ、要介護 2 の人はこうだという、どこまでどのような分析をしていくかについては、決めていない部分もありますので、アンケート結果を見ながらまとめていきたいと思います。

(澤田委員長)

わかりました。では、ご意見がありましたらお願いします。

(河野委員)

この調査対象者は 3,000 人ぐらいですか。

(事務局 永田)

2,000 人です。先ほどのニーズ調査対象者は 3,000 人。在宅介護実態調査は A 票・B 票同じところに、在宅介護の要介護 1～5 の方の家に届くという形になります。ご本人様とその方を主に介護されている方両方に答えていただくことになるのですが、それぞれ郵送されるのではなくて、同じ家に、あくまで要介護 1～5 の方を対象に届きます。その方に A 票を答えていただいて、その方を介護されている方が B 票を答えるという形になります。

(河野委員)

ニーズ調査の方で上田委員から質問があった 5 ページ「問 15」の「あなたは認知症に関する相談窓口を知っていますか」は、独自の設問です。「認知症についての窓口を知っていますか」という設問は、相談窓口はどこかな、と私も思いました。ここは下に補足というか記入することはできるのですか。

(事務局 永田)

はい、こちらは市独自設問なので記入することはできますが、なぜこのような表現になっているかといいますと、先ほどのニーズ調査の方は要支援 2 までの方を対象とした調査で、こちらの調査は要介護 5 までの方を対象としています。調査対象の方が違うことになっておりまして、あえて同じ設問の問い方にすることで、どれくらいの認知度があるのかを測るために入れています。元々は国の設問のため変えることはできず、芦屋市では、同じ項目を先ほどのニーズ調査とこの在宅介護実態調査に入れる場合は表現を揃えています。表現を変えると、対象が違って結果が違う時に、設問の内容によって回答が変わるということがあります。さきほど上田委員にご指摘いただいたとおり、注釈を入れる等の方がわかりやすいのではないかと思います。ニーズ調査でご指摘いただいたように、同じような形で、在宅介護実態調査の方でも修正できればと思います。

(澤田委員長)

今対象者の話をしていましたが、在宅介護実態調査の調査対象者は、要支援の人と要介護認定を受けている人になっています。ニーズ調査は、要介護ではなくて 65 歳以上の市民で要支援までは入るわけですね。つまり、そこが重複する可能性があるかと認識していますが、

いかがです。

（事務局 永田）

はい、我々も同じ認識です。この調査はあくまで国が対象を決めていますので、芦屋市独自に対象者を決めているものではありませんので、国の調査の対象に従って調査を行いたいと思います。

（澤田委員長）

重なって同じ人に（調査票が）届くということはないですね。

（事務局 永田）

それはないです。抽出したときにこちらで調節することになっております。

（澤田委員長）

他にはいかがですか。

（上田委員）

認知症になったらどんなことを不安に感じますかという設問ですが、絶対数は少ないと思いますが、若年性認知症の人もいらっしゃるすると、この項目が、該当するかもしれません。やはり経済的な支援や経済的な不安という項目も入ってくるのかなと思いました。

また、B票の9ページ、11ページの問7、問12ですが、支援の項目の選択肢の中に、家族等、介護者の当事者同士が話し合える場等が項目としてあってもいいのではないかと感じました。そういうところを支援していきなさいという動きもあり、そういうニーズがどれだけあるのかを把握できるかと思いました。

（澤田委員長）

ありがとうございます。いかがでしょうか。

（事務局 永田）

まず最初のご意見の若年性認知症の話については、調査を65歳以上の方のみ対象としていますので、今回の調査とは趣旨が異なる部分にはなります。

家族会のお話もしていただいています、9ページ問7の設問（2）で家族会のことも入れてはいます。おっしゃるとおり、いろんなところで相談できる場所ということがありますので、そういったところは選択肢の中に入れてある形にはなります。

（澤田委員長）

大事な視点で、ご意見ありがとうございます。経済不安については問17に関するお話だったと思いますが、認知症になった時の不安ですね、これはよろしいですか。

では他によろしいでしょうか。

（宮崎副委員長）

何回か出ていると思いますが、11ページ問10「認知症についてどのようなイメージをもっていますか」の質問は、これは自分が認知症になった時を考えての答えとしてよろしいでしょうか。介護している対象者が思っていることではなくて、ご自身がというのが一つ。あと一つ、私たち介護認定をするのですが、「認定が不服」、「これぐらいになったのに、これぐらいで残念」という声を聞くので、設問として「介護認定に満足いただけていますか」という、ちょっと言い方が変ですが、そういうことを聞いていただけたらと思います。この認定は公平でないといけないのですが、芦屋市は厳しすぎるとか、全国調査という

ことはわかるのですけれども、そういう設問もあればいいかと思います。

(事務局 永田)

確かに「認知症についてどのようなイメージを持っていますか」というところが、B票は主な介護者の方に聞く場合は、ご本人さんのことを聞いているのか、というところで、もう少しわかりやすい形の聞き方にすることを考えます。基本的に介護している側から、ご家族の方が認知症になった時に、支える側としてどのようなことが不安ですか、という点が聞きたい内容になります。表現をもう少し分かるようにした方がいいと思いましたので、修正をさせていただきます。

介護認定につきましては、芦屋市としてきちんと調査して、そこに則り行っています。不満があれば何でも認定として出るというものでもないので、アンケートとは趣旨が異なると思います。

(澤田委員長)

宮崎副委員長、よろしいでしょうか。

(宮崎副委員長)

せっかくアンケートを取るので独自の質問に入っていればと思ったのですが。

(澤田委員長)

ご家族、介護者に満足度を聞きたいということですか。

(宮崎副委員長)

そうです。

(澤田委員長)

認定調査の満足度については、どこかで取っておられますか。

(事務局 永田)

取ってはいませんが、もちろん介護で自分自身、本人様や家族の方が、例えば要介護1の方がもっと進んでいるのではないかということであれば、再度介護認定の方で申請していただくことができます。ご本人さんの介護の判定につきましては、その時そのとききちんと調査して判定させていただいています。おっしゃるとおり、ご本人はより重いほうが介護サービスが使えますので、というところですが、ここにつきましては、ご本人様の思いというよりも、きちんと調査をして、あとはそれぞれの医師や専門家に見ていただいてつけるのが正しい認定です。ご本人の思いとは異なるものになりますので、今回は聞くのは、なしということにしようと思います。申し訳ないです。

(澤田委員長)

認定結果に満足かということよりも、認定調査員の対応についての満足度ということもありますが、結果をどう分析するのかは確かに難しいと思いました。

他にいかがでしょうか。

(長瀬委員)

この調査の対象者が在宅で要支援・要介護認定ということですが、調査票を見たら、ご家族がいるというのが前提という気がしました。それで、おひとり様は対象から外されていますか。というのは、実は遠距離でご家族が月に1回しか来られない方々に、そういう時に1月13日発送、2月に返送ということであれば1月しかないですね。独居の方を思うと、認知

が入っておられると、それはどうなるのかなと思いました。独居の方は対象外なのか、それとも対象でしょうか。

(事務局 永田)

独居の方だからアンケートを送らないということはないです。在宅でおられる方で、要介護1から5の方ですので、施設に入っていない方が対象になるだけです。独居かどうかは関係ありません。また、ご本人の回答やご記入が難しい場合は、「無回答で結構です」という形での一文を加えています。

おっしゃるとおり、要支援1等の方であれば、お家でお一人暮らしの方とかもおられたりとか、もちろん要介護の方でもおられたりもします。国のオプション項目なので変えることはできませんが、その他のところで、例えば普段民生委員さんに関わりを持っているとか、そういったご家族以外の回答ができるということ、一度確認はした上でのことになります。が、ご家族以外の方が介護されている場合は、「その方がご回答ください」とか、そういうことがわかるような形で入れさせていただけたらと思います。決して同居の方を除くということではありませんので、それはご安心いただければと思います。

(澤田委員長)

実際に回収された調査の中でお一人暮らし、独居の方の回答がどれくらいあるのか、ということは確認されておられるのですか。集まりにくいとか、そういうことを心配されていると思うのですが。

(事務局 永田)

独居かどうか、我々のデータは住民票になり、その世帯のデータが住民票のベースでは実際に独居かどうかまでは確認できないものになります。ただ回答の中で、1ページ目、A票の間1のところを見ていただきたいのですが、回答があった方は単身世帯とか夫婦のみ世帯とか、こういった形でデータがわかるのですが、送った中で回答がない場合に、その方が独居だから回答ができなかったのか、例えば、独居の方でも近所にご家族の方がおられて、ほぼ毎日来られるという場合もありますので、そこまではわからないのです。回答された方の世帯がどういったものかは、国の必須項目でも入っていますので、分析ができるものになっております。

(澤田委員長)

回収率をある程度確保するためにも、代理の方の記入が可能なのであれば、サポートいただいて回答いただくという選択肢があると思います。そこが伝わる調査票にさせていただくことが一つかなと思います。

よろしいでしょうか。もう少しご意見があればお願いします。

(長瀬委員)

こうした調査を行うことを、広報などで案内するのでしょうか、注意して郵便物を見ていただくように、周知をすることが大事だと思います。対象者は無作為抽出でもこういう調査があることがわかっていれば、ヘルパーさんや訪問介護されている方、ご家族等が注意していただければ回答することが可能かなと思います。

要援護者台帳の時も、私はケアマネさん、ヘルパーさんと連絡をとりながら一緒に見直しをしているという経験があります。ご本人だけでは、これだけの(調査票の)情報はもうおそらく見られないので、横に置いておく。そうしたところの配慮も必要かと思いました。特に要支援の方はいいのですが、要介護の方にも送るということですから。

(事務局 永田)

アンケート調査を行うことは事業所にも連絡しています。またアンケートが届くだけでなく、ハガキでもアンケートの依頼をしていることをお知らせすることになっています。

広く広報誌で知らせると、私の家に調査票が来るのかと逆に誤解されることもありますので、そこは難しいですが、できるだけご本人に伝わるように、また、事業所に連絡することで、例えば「私のところに届いたけれど一緒に答えてくれる？」と聞かれた時にも、分かるようにしていますので、こうしたところをご安心いただけたらと思います。

(澤田委員長)

ありがとうございます。それでは木村さんお願いします。

(木村委員)

三つ程質問があります。一つは削除された設問の資料に、定期健診を受けた方への質問を削除したと書いてありますが、理由は何でしょうか。資料 6-3 に独自設問で削除されたとあります。

(事務局 永田)

今回、かかりつけ医の有無や定期健診についての設問を削除しています。これは別途他の課が行う計画、データヘルス計画や健康増進計画等で、また国保の方でも国保加入者や市民全体の健康増進の計画の策定などについて調査をしています。当該課に「自分たちの課の調査項目に入っているので、削除してもらっても大丈夫です」ということを確認した上で今回の調査から削除しました。

(木村委員)

A票とB票のつながりのところですが、A票をヘルパーさんが答えるということもあり得るのでしょうか。

(事務局 永田)

A票はご本人が答えるので基本的にそれはないのですが、ここの「記入者」の欄ところ、一番上のところですね。「あて名のご本人」とかご家族とか、要介護が進んで書けない方もいらっしゃると思いますので、そういったところは、基本的にはご本人の意思で書いてもらうということになります。

先ほどの質問にもありましたが、同居されている方等もおられますので、他の方が書かれる場合もありますが、その場合でもあくまでご本人の意思に基づき代筆する形になります。

(木村委員)

その時にB票の冒頭に、「A票の問 19 で「2.」～「5.」を選択された場合は、「主な介護者の方に」と書いてありますが、問 19 の「2.」～「5.」というのは、家族・親族が主な介護者になっています。B票冒頭の二つの目の項には、「「主な介護者」の方が難しい場合は本人が書け」と書いてあります。つまりヘルパーはB票を答えられないと考えられますか。

(事務局 永田)

そうですね。在宅介護実態調査の元々の主旨として、介護離職を防ぐことも調査の目的になっています。ですからB票については、家族で介護されている方がどれだけ負担に思われているかを確認するための調査票になります。A票については、ご本人の意思で書いていただきますので、独居の方でご本人が書けない場合等は例えば民生委員さんに代筆いただく等他の方に協力していただくということになります。B票については、介護離職を防ぐためにどんな施策が必要かを問いますので、回答をいただくのは主な親族、ご家族の方を対象とし

た調査票になっております。

(木村委員)

その目的は正しいと理解しているということですね。

(事務局 永田)

そうです。この調査は国がそうした主旨でA票とB票とを分けていますので、目的として正しいものになります。

(木村委員)

わかりました。残り最後の質問です。問9の中に、先ほども話にでた「終活」についての設問が入っています。こちらのA票はニーズ調査とは別の方をサンプル対象にされているということですが、用語のいくつかについて説明がありません。ニーズ調査には丁寧に説明書きがされていたのですが、こちらの調査は専門用語に対してフォローになる説明がついていない状態です。こうした抜けがないかどうかだけでも再考してもらえたらと思います。

(事務局 永田)

ありがとうございます。抜けがないか、発送前に確認したいと思います。

(澤田委員長)

はいありがとうございました。

それでは他にはいかがでしょうか。時間の都合もございますので、もしこの後また気になる点が見つかりましたら、後ほど事務局の方にご連絡いただくという形を取りたいと思います。

(澤田委員長)

次の議事に進ませていただきたいと思います。議事の③の介護人材実態調査。三つ目の調査票になります。説明をお願いいたします。

(事務局 正好)

私から介護人材実態調査について説明させていただきます。資料は、資料9、資料10になります。

こちらの介護人材実態調査は、ニーズ調査や在宅介護実態調査とは異なり、必須とされている調査ではありませんが、前回の第10次計画より、芦屋市においても介護人材確保については課題があるということで、新たにアンケートを取るようにしたものとなっております。

本調査の目的としては、増大する介護サービスのニーズと、今後の現役世代・就労者数の急激な減少という状況を鑑み、喫緊の課題である介護人材の確保に必要な市の取組を検討するための基礎資料とすることを目的としています。

それでは、調査票の構成についてご説明します。調査票については3種類ございまして、資料10の2～7ページまでが訪問系サービスを提供する事業所向けの調査票となっております。このうち、2ページから5ページまでが事業所の管理者が回答する「事業所票」、6ページから7ページまでが職員が回答する「職員票」となっております。また、8ページから12ページまでが施設系・通所系サービスを提供する事業所向けの調査票となっており、こちらは全て管理者が回答することとなっております。

設問は、国が示す質問項目と、市独自に設定した質問項目を組み合わせています。全体として、前回の内容とほぼ同様の設問となっており、大きく変更したところはないのですが、一部、国による質問項目の修正や市独自の追加・変更点がございますので、主な修正箇所を簡単に説明させていただきます。

それでは、資料 10 の 2 ページ、設問のマル同（同）が、国が示す質問項目と全く同じ説明、マル独（独）が、市の独自設問となります。

問 2 は、介護職員数の内訳として「外国人」と「派遣職員」の人数をお聞きする設問を追加しています。これは、近年の多様な人材確保の状況をより正確に把握するためです。

次に、2 ページの問 2-3 ですが、前は「正規職員」「非正規職員」としておりましたが、今回から「常勤」と「非常勤」に変更となっております。こちらは、フルタイム人材の確保はできているのかどうか、そもそも聞きたい点であるということで、また、事業者さんの方も、正規か非正規かというよりは、必要な常勤職員がどれだけ確保できているかを管理されていることが多いですので、国の質問に合わせて修正した箇所になります。

3 ページをご覧ください。問 3 と問 4 の設問の選択肢の④について、前は「外国人技能実習制度」としておりましたが、現在は外国人材の受け入れ制度が多様化しているため、より包括的な表現として「外国人介護人材」に変更いたしました。

また、選択肢 7 で、新たにツールとして利用されているものとして、「7. 人材マッチングプラットフォーム（隙間バイトアプリなど）」を追加しました。これは、近年、人材確保の新たなツールとしてこうしたプラットフォームが利用されていると聞いておりますので、その利用実態を確認させていただきたいと考えたためです。説明は、以上です。

（澤田委員長）

それでは皆さんから質問や意見などがありますでしょうか。

（岡田委員）

私の方は 2 点だけお願いいたします。

専門家でもないので言葉を理解していないかもしれませんが、3 ページ問 5 に、「人材の定着や離職防止のための取組について、ご回答ください」とあります。これは人材戦略、経営戦略を含んでいるので、広範囲での回答となりますが、この 5 番の「適正な処遇」というのは、これはそういう言葉として定着しているのかなと。「適正な処遇」の内容を素人ながらに考えると、労務に見合う待遇とか、給与面ですね、それから福利厚生の実施とか、あるいはメンタルヘルスの充実とか、そういった具体的な項目が入ってもいいのかなと。ただ、これはあまりそれを重視していると細かいところまで行き過ぎるのかな、と。統計上は難しくなってくるのかなと思いました。

もう 1 点は 13 番です。「芦屋市が実施している下記施策について、ご回答ください」。

(1) (2) (3) (4) の選択肢の中の「効果はない」「知っているが、活用していない」という項目があるのですが、「効果はない」というのはどうして効果がないのかというのが気になったところです。

実質的にこれはやれば効果はあるのですが、何故「効果がない」という回答をするのかな、というのが気になって、具体的に効果がない理由をまとめてどこかで自由記載する部分があってもいいのかなと。最後に問 14 で全体を含めたご意見とご要望とを聞いて、というのがいいのかなと思いました。

（事務局 正好）

問 5 のところですが、「適正な処遇」については岡田委員のおっしゃったとおり、能力に応じた給与面での反映があるとか、そういったところをこちらとしては想定していますが、確かに表現としては分かりにくいと思いますので、カッコ書きをするなど、分かりやすい表記に修正させていただきたいと思います。

また、問 13 のところでも、岡田委員のおっしゃるとおり、「効果がない」と言われてしまうと、何故かというところはこちらも気になる場所ですので、自由記載等でその理由を書いていただくなど、記載の修正を検討させていただきたいと思います。

(澤田委員長)

他にいかがでしょうか。

(意見なし)

私から一つ確認といいますか質問ですが、こちらの調査は事業所調査と職員調査とが綴りになっていますが、各事業所に一通ずつ送る形ですか。というのは、職員さんはたくさんおられたりすると思いますが、主語が「あなた」となっているので、人によっては違う回答になると思うんですが、このあたりは目標設定としてどれくらい確保しようと、調査票を配布してどれくらいの回収率でデータを集めるという、そういったものを示しておられるのでしょうか。

(事務局 正好)

アンケートについては、事業者の方にデータをメールで送付して、それに返信する形で回答していただくことを想定しています。職員の方に回答いただく職員票の回答についても、同じくデータで記入して回答いただきたいところですが、職員の方に回答していただくにあたって回答のしにくさがある場合は紙媒体での配布も想定しています。1 ページの「記入上の注意」のところにも記載はありますが、回答数の目標は職員数の事業所の多いところで 10 名分程度いただきたいと想定しています。

(澤田委員長)

職員調査の内容はご本人でなくても書けそうな内容かと正直思います。それぞれの方の個人的な主観的なものは回答にほとんどなく、客観的なことばかりなので。以上です。

他に何かありますでしょうか。

(河野委員)

最後の A3 サイズの 11 ページですが、「貴施設等に所属している介護職員全員について、お答えください」ということですが、手間暇だけの話をして大変申し訳ないのですが、結構大変です、事業所としては。これは、労働時間、勤務時間を調べて何を把握しようとしてされているのかが気になります。

(事務局 正好)

国のアンケート設計で、介護職員全員のことを回答してくださいという形になってしまっているので、回答される事業者の方には手間がかかってしまうところは申し訳ないのですが、この設問は、常勤職員さんがどれくらい事業者さんの方にいらっしゃるのか、つまり、常勤職員さんの数が多いほどその施設ではパートさんや派遣の方が少ないような状況になると思いますので、市の施設等においてどれだけ介護人材というのが充足しているのか、または不足しているのかというところを分析する上でいただきたいデータとなっております。

(河野委員)

こういう調査票とかが数多くあって、情報公表等も含めて多分、山口さんもそうだと思うのですが、拾い上げるのが大変なんです、毎回。情報評価を元にこういったことを拾い上げるということはないのか、やはり、これはこれでという考え方なのか。

(事務局 正好)

直近の状況を聞かせていただきながら今後の施策を検討していくことを想定していますので、今のところは情報公開システムから回答を拾い上げてくるという形にはなっておりません。

(河野委員)

わかりました。

(澤田委員長)

ありがとうございます。今おっしゃっていた全員分というのはすごく膨大だなと思います。また性別欄がありまして、「1. 男性」「2. 女性」「1・2に当てはまらない」「答えたくない」という記載ですが、これは、本人に確認して事務の代表の方が入力するということになるのでしょうか。非常にセンシティブな項目かと思いますが。あるいは代表の方が履歴書か何かを元に入力するのでしょうか。

(事務局 正好)

こちらのところは他のアンケート項目等に合わせて、3番、4番の項目を追加しているのですが、こちらの調査票は管理者さん等が記載する関係上、確かにセンシティブな部分も一つ一つ、皆さんに聞いてここを埋めてもらわないといけないのかということもありますので、この項目については記載の方法を検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

(澤田委員長)

他にいかがでしょうか。

(木村委員)

外国人人材の質問が増えているのですが、例えば問2-3の離職とか、在職の表のところで、外国人人材を特に分けていないのですが、何か少し中途半端な感じがするのですが。定着しているのか、定着していないのかを調べたいのなら、分けた方がいいかと思いました。その点は外国人人材をどう活用されるのでしょうか。

(事務局 正好)

こちらは国の様式がこのような形になっておりまして、新たな項目を独自で追加することは考えていません。この問2-3の設問は、前回もう少しいろいろと記載いただくような箇所になっていたのですが、事業所の回答の手間等を考えて簡単な表記にしているというようなことで国からは示されております。

(木村委員)

こちらの設問は独自にされるとか。

(事務局 正好)

そもそも芦屋市にどれだけ外国人人材がいるのかということもありますので、その方々の離職に特化して聞くことは考えておりません。

(澤田委員長)

これからだんだん増えてきた時にということで、また必要になってくるかもしれませんが、芦屋市内では今のところ非常に少ないという認識だということだと思います。

では他にいかがでしょうか。

(山口委員)

職員票のところですが、訪問介護の事業所というのが、介護保険以外に障がい福祉サービスも行っている事業所の方が多分多いと思うんです。それに対しての訪問介護職員向けのアンケートの書き方等をどのようにしたらいいかなというのがあるのですが、あくまでこれは介護保険のみなのですか。

(事務局 正好)

障がいサービスの提供に関することは、資料 10 の 7 ページのところ、※印 4 つ目のところにも「障がい福祉サービスの提供は除いてください」というのがありますとおり、あくまで分けて考えていただくことになっております。

(澤田委員長)

それでは他にいかがでしょうか。

少し時間がおしてしまいました。限られた中で協議となりましたが、ご意見があればメール等で事務局へいただくということをお願いしたいと思いますので、協議は一旦ここまでで終了させていただきたいと思います。

この後のアンケートのまとめ方につきましては、事務局の方、いかがいたしましょうか、

(事務局 永田)

皆様の活発なご意見ありがとうございました。今回出ましたアンケートに対するご意見の扱いについてですが、アンケートの発送を先ほどお伝えさせていただきましたとおり、令和 8 年 1 月 13 日に予定しておりますので、時間の関係上、事務局と委員長に一任いただければと思います。その他ご意見等がございましたら、来週 11 月 27 日までにメールまたはファックスで事務局までご提出してください。

本日、事務局にて持ち帰らせていただいたご意見は事務局と委員長で決定させていただき、12 月の中頃、早めに最終案を皆様に送らせていただきます。その後まもなく原稿の印刷に取り掛かりたいと思います。そのようなスケジュールで進めたいと思いますが、いかがでしょうか。

(澤田委員長)

はいありがとうございます。よろしいでしょうか。

少し時間が限られておりますが、もし追加のご意見があった場合は 11 月 27 日までということで来週の木曜日までに事務局にご連絡いただければと思います。

それではそのような形で進めさせていただきます。事務局の方、大変様々な修正がありますが、よろしく願いいたします。

それでは閉会に移りたいと思います。事務局にお返しします。

(事務局 永田)

委員長、副委員長、そして委員の皆様、活発なご協議ありがとうございました。

次回ですが、来年になりますが、4 月下旬頃に第 2 回委員会を開催したいと思います。

議事はこのアンケート調査の集計結果と 3 計画合同委員会に向けた計画の統合案、またヒアリングの案を予定しております。内容は以上となります。

(澤田委員長)

ありがとうございます。次はアンケートの結果も出そろった段階でということで、4 月になります。それではこれで本日の議事を終了したいと思います。皆さん、どうもありがとうございました。

閉 会